

中小企業診断士・医療コンサルタント 星多絵子氏にきく

2018年度診療報酬改定のポイント

先日改定答申され、方向性が固まった2018年度診療報酬。団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、大きな転換が図られています。今回は当金庫と業務提携している医療ビジネス研究会に所属し、中小企業診断士・医療コンサルタントとしてご活躍中の星多絵子氏に改定のポイントについてお話を伺いました。

7対1病床と10対1病床の入院基本料について

まず、7対1と10対1の入院基本料が大きく変わります。7対1相当の入院料は現行の7対1と同じ1,591点です。ただし、要件が大変厳しくなります。

重症度、医療・看護必要度Ⅰ30%以上（従来の方法かつ新基準）または重症度、医療・看護必要度Ⅱ25%以上（診療実績データ）をクリアしていなければなりません。

また、7対1と10対1の間である入院料2の1,561点と入院料3の1,491点は従来の7対1からしか届出られない一方通行となっています。入院料2～3は、入院料1（7対1）の届出実績が必要なため、入院料4～7（10対1）から入院料2～3には直接届出できません。入院料2～3の該当患者割合は重症度、医療・看護必要度（Ⅱ）を用いて評価しなければなりません。入院料2～3の看護配置は10対1となります。

現在、7対1の重症患者割合をギリギリでクリアしている病院は、病床の見直しを迫られています。地域ニーズと自院の役割が合っているか、病院全体で確認しましょう。



中小企業診断士 星多絵子氏
病院の受付から会計事務所での医療コンサルタントを経て、現在はコンサルタント会社の代表としてご活躍中です。

かかりつけ医加算の新設

2025年には在宅医療の利用患者数は100万人を超えるとの推計が厚労省から出ています。在宅医療を担うかかりつけ医の機能強化のため、初診料が新設されました。※初診料：機能強化加算80点

地域包括診療加算、地域包括診療料、認知症地域包括診療加算、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、在宅時医学総合管理料（在宅療養支援診療所または在宅療養支援病院に限る）、施設入居時医学総合管理料（在宅療養支援診療所または在宅療養支援病院に限る）を届出している保険医療機関（診療所または200床未満の保険医療機関に限る）が算定できます。

端的に言えば、かかりつけ医の届出をしているか、在支病・在支診であれば算定できます。

星多絵子中小企業診断士のホームページも併せてご覧ください。
<https://www.manystars.jp/> ※無料メルマガも配信中です。

そのほか主な論点について

●退院支援から「入」退院支援に

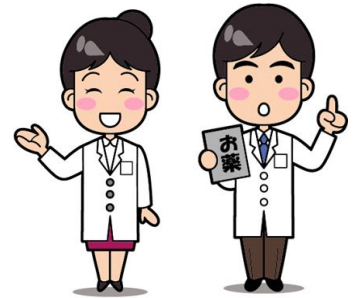
入院時（入院前）から退院のことを配慮しましょう、ということです。例えば、入院中の治療・検査の説明、持参薬の確認等です。入退院支援加算を算定する患者に対して、新設された加算があります。

※入退院支援加算 200 点（退院時 1 回）ただし、転院では算定できず、自宅等からの入院に限られます。

●在宅復帰率の見直し

「在宅」の定義変更として、急性期一般入院料 1（7 対 1）では、下記が自宅等となっています。

- ・自宅
- ・地域包括ケア病棟
- ・療養病棟
- ・介護老人保健施設
- ・居住系介護施設等（介護医療院を含める）
- ・回りハ病棟
- ・有床診療所



●重症度、医療・看護必要度の見直し

従来につけ方と診療実績データを用いたつけ方の選択となり、従来につけ方については内容も見直されます。(4) が追加されました。

- (1) モニタリング及び処置等に係る得点（A 得点）が 2 点以上、かつ患者の状況等に係る得点（B 得点）が 3 点以上
- (2) モニタリング及び処置等に係る得点（A 得点）が 3 点以上
- (3) 手術等の医学的状況に係る得点（C 得点）が 1 点以上
- (4) モニタリング及び処置等に係る得点（A 得点）が 1 点以上、患者の状況等に係る得点（B 得点）が 3 点以上で、かつ「B14 診療・療養上の指示が通じる」または「B15 危険行動」のいずれかに該当 7 対 1 を維持したい病院は、今から新しい基準で重症患者割合を 30% 満たすか確認しておきましょう。

●大病院の定義変更

500 床から 400 床に変わります。かかりつけ医との役割分担と連携がより必要となります。

●地域包括ケア病棟はサブアキュートが「評価」

自宅等から患者を受け入れることに対して「評価」が行われます。一番高い入院料 1 は 2,738 点です。

基本部分＋在宅復帰率 7 割・室面積 6.4 m²＋サブアキュート機能という高いハードルをクリアすることで届出られます。

今後は面倒見の良さと、地域のニーズに合った医療がカギ

現在は、医療もハード面の充実だけではなく、ソフト面でも充実が求められる時代となっています。トータルケアや連携医療等がその例です。インフォームド・コンセントは基本中の基本ですが、自らの行いたい医療を提供するプロダクトアウトでは厳しくなるでしょう。地域のニーズに合った医療を提供するマーケットインの発想転換が必要です。大切なのはやはり「患者にとって良いことは何か？」を常に考え続けることです。

引用：星多絵子中小企業診断士メールマガジン

かながわ信用金庫と 医療ビジネス研究会が

かながわ信用金庫は、医療ビジネスの支援に多くの実績を持つ「医療ビジネス研究会」と共に、事業者さまの診療改定に向けたご準備及び労働生産性向上へ取り組みをサポートいたします。

診療報酬改定を サポートします

平成30年度の診療報酬改定に向けたご準備はお済みでしょうか？
ご依頼事業者さまにできる限りマッチした方法・内容で、診療報酬改定に関する情報をご提供し、医療の経営改善支援をいたします。

労働生産性向上を サポートします

医療従事者さまの負担軽減し、働き方改革を推進するサポートをいたします。業務効率化・合理化、勤務環境の改善などをご検討されている方はぜひご相談ください。

東京都中小企業診断士協会認定「医療ビジネス研究会」は？
医療経営の改善をはじめ、関連医療ビジネスを合わせた経営コンサルティングを専門的に行う、中小企業診断士を中心とする経営コンサルティンググループです。
医療ビジネスに携わる経営者の皆さまの経営改善、経営診断、病院機能評価等経営活動に関する支援、医療安全にかかわる支援、医療における働き方改革等人材定着支援、人事制度構築に関する支援等、幅広い支援活動を行っています。
医師や薬剤師、MEA(経営学修士)、社会保険労務士などの資格を保有した診断士も在籍しており幅広い支援が可能です。

かながわ信用金庫
Kかなしん

電話： 支店 営業部